

長井市告示第 217 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、致芳小学校多目的ホール東面外壁改修工事の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 6 月 9 日

長井市長 内谷 重治

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 長井市役所2階市民防災研修室2(北)
- (2) 日 時 令和8年6月24日(水) 午前10時00分から

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 致芳小学校多目的ホール東面外壁改修工事
- (2) 工 事 の 場 所 長井市 五十川 地内
- (3) 工 事 の 概 要 外壁改修120㎡
- (4) 工 期 令和8年9月30日(水)まで
- (5) 予 定 価 格 4,650,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 長井市契約に関する規則（昭和51年長井市規則第6号）第21条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者であること。
- (3) 長井市内に本店を有する者又は長井市内に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を置く者であること。
- (4) 長井市建設工事請負業者選定要綱に基づく建築一式工事において、A・Bの等級に格付けされていること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する建設業の許可を受けていること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、これを兼務することができる。
 - ① 1級若しくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 監理技術者にあつては当該工事業に係る監理技術者証及び監理技術者講習終了証を有すること。
- (7) 長井市建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 長井市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定（「暴力団排除条項」）に該当しないものであること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

長井市栄町1番1号 長井市教育委員会教育総務課環境整備係 電話番号 0238-82-8022

5 入札参加資格の確認等

入札の参加を希望する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1) 受 付 期 間 令和8年6月9日(火) から 令和8年6月12日(金)まで（長井市の休日を定める条例(平成3年条例第20号)に規定する市の休日を除く。）
- (2) 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受 付 場 所 長井市教育委員会教育総務課内

6 入札保証金及び契約保証金等

- (1) 入 札 保 証 金 免除する
- (2) 契 約 保 証 金 長井市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1以上）を付すこと。

7 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。なお、積算内訳書に記載する内容については、設計図書等の閲覧及び貸し出し時に提示する。
- (3) 詳細については入札説明書による。